

馬追「コミュニティ」センター条例新旧対照表

旧						新							
別表(第6条関係)						別表(第6条関係)							
1 宿泊料(1人につき)						1 宿泊料(1人につき)							
大人		小人		摘要		大人		小人		摘要			
5,000円以内		5,000円以内				5,000円以内		5,000円以内					
備考						備考							
1 幼児は、別に定める料金を徴収する。						1 幼児は、別に定める料金を徴収する。							
2 1室を1人で宿泊する場合は、別に定める料金を加算する。						2 1室を1人で宿泊する場合は、別に定める料金を加算する。							
2 室一部使用料						2 室一部使用料							
区分		使用料				摘要	区分		使用料				摘要
		2時間以内	4時間以内	1人増すごとに	1時間増すごとに				2時間以内	4時間以内	1人増すごとに	1時間増すごとに	
個室	大人	1室(4人まで)につき	＼	410円以内	1人につき 200円以内	使用時間は別に定める。	個室	大人	1室(4人まで)につき	＼	410円以内	1人につき 210円以内	使用時間は別に定める。
	小人	1,640円以内	＼	200円以内	1人につき 100円以内			小人	1,670円以内	＼	210円以内	1人につき 100円以内	
会議室 (一部使用) 大集会室	大人	＼	1人につき 370円以内	＼	1人につき 100円以内		会議室 (一部使用) 大集会室	大人	＼	1人につき 370円以内	＼	1人につき 100円以内	
	小人	＼	1人につき 200円以内	＼	1人につき 50円以内			小人	＼	1人につき 210円以内	＼	1人につき 50円以内	
備考						備考							
1 割増料金は、使用時間1時間未満であっても1時間とする。						1 割増料金は、使用時間1時間未満であっても1時間とする。							
2 保護者が同伴する幼児の使用料は、別に定める。						2 保護者が同伴する幼児の使用料は、別に定める。							

3 会議室等の使用料

区分	使用料		摘要
	2時間	1時間増すごとに	
大集会室	<u>5,140円以内</u>	<u>2,570円以内</u>	※割増料金は使用時間1時間未満であっても1時間とする。
実習室	<u>2,570円以内</u>	<u>1,330円以内</u>	
会議室	<u>2,050円以内</u>	<u>1,020円以内</u>	

備考

- 1 会議室等の使用時間は、午前10時30分から午後8時までとする。ただし、運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 商品の展示、即売及び直接の営利行為のため使用する場合の使用料金は、町長が別に定める。

3 会議室等の使用料

区分	使用料		摘要
	2時間	1時間増すごとに	
大集会室	<u>5,230円以内</u>	<u>2,610円以内</u>	※割増料金は使用時間1時間未満であっても1時間とする。
実習室	<u>2,610円以内</u>	<u>1,360円以内</u>	
会議室	<u>2,090円以内</u>	<u>1,040円以内</u>	

備考

- 1 会議室等の使用時間は、午前10時30分から午後8時までとする。ただし、運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 商品の展示、即売及び直接の営利行為のため使用する場合の使用料金は、町長が別に定める。